

令和2年第1回定例会 提出議案と結果 (2月27日召集)

議案 番号	議 案 名	審議 結果	小林 智	山田 良秋	伏守 勝義	藤野 和美	佐久間 孝光	大野 敏行	畠山 美幸	長島 邦夫	青柳 賢治	川口 浩史	松本 美子	渋谷登美子	森 一人
同 意 第 1 号	嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて 任期が令和2年3月31日に満了することにつき、引き続き永島宣幸氏を任命することにつき同意を求めるもの	同意	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて 会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の一部改正を行うもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 2 号	嵐山町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて 地方公営企業法の規定に基づき、下水道事業に財務規定等を適用するため本条例を制定するもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 3 号	嵐山町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 4 号	嵐山町監査委員条例の一部を改正することについて 地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 5 号	嵐山町印鑑条例の一部を改正することについて 青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の施行に伴い、条例の一部を改正するもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 6 号	嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて 国が定める運営基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 7 号	嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて 国が定める運営基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第 8 号	嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて 国が定める運営基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの	可決	●	●	●	×	×	●	欠席	●	●	×	欠席	●	議長
議 案 第 9 号	嵐山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの	可決	●	●	●	●	●	●	欠席	●	●	●	欠席	●	議長
議 案 第10号	嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて 地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第11号	嵐山町保育の必要性の認定基準に関する条例を廃止することについて 子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、条例を廃止するもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第12号	令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定について 防災行政無線施設整備費の工事請負費削減等により1004万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ67億7547万6千円とするもの	可決	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×	●	●	議長
議 案 第13号	令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議定について 国保ヘルスアップ事業委託料198万6千円減額等により133万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ23億6472万円とするもの	可決	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×	●	×	議長
議 案 第14号	令和元年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について 国庫支出金増加分274万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ14億7906万円とするもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第15号	令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第6号）議定について 市野川流域下水道事業建設負担金及び浄化槽施設購入費等の減により、3468万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ7億1120万8千円とするもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第16号	令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第3号）議定について 収益的収入1144万8千円を減額補正し、5億2238万円に、収益的支出720万円を減額補正し、4億8218万6千円に、資本的支出24万7千円減額補正し2億6071万7千円とするもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第17号	令和2年度嵐山町一般会計予算議定について 予算総額を歳入歳出それぞれ59億4千万円とするもの。町税26億3847万2千円、対前年比3275万4千円の減	可決	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×	●	×	議長
議 案 第18号	令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について 予算総額を歳入歳出それぞれ20億1540万円とするもの。県支出金15億3022万8千円、対前年比2億7551万1千円の減	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第19号	令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について 予算総額を歳入歳出それぞれ2億4140万円とするもの。後期高齢者医療広域連合納付金2億3945万6千円、対前年比1564万円の増	可決	●	●	●	×	●	●	●	●	●	×	●	●	議長

※●の網掛けは賛成討論、×の網掛けは反対討論を行いました。

議案 番号	議 案 名	審議 結果	小林 智	山田 良秋	伏守 勝義	藤野 和美	佐久間 孝光	大野 敏行	畠山 美幸	長島 邦夫	青柳 賢治	川口 浩史	松本 美子	渋谷登美子	森 一人
議 案 第20号	令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について 予算総額を歳入歳出それぞれ15億1500万円とするもの。一般会計繰入金1億9941万円。対前年比2934万3千円の増	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第21号	令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定について 収益的収入5億3473万8千円、収益的支出4億8639万9千円、資本的収入1千円、資本的支出2億4519万3千円とし、給水戸数8190戸、年間総配水量273万7千m ³ 、1日平均配水量7499m ³	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第22号	令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定について 本年度より公営企業会計を適用。収益的収入6億2478万1千円、収益的支出6億1182万1千円、資本的収入1億8067万5千円、資本的支出2億7920万8千円	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第23号	嵐山町嵐山花見台工業団地管理センターの指定管理者の指定について 令和2年4月1日より令和7年3月31日まで嵐山花見台工業団地工業会を再指定するもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第24号	町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請） 公共用地払下申請に伴い、町道菅谷12号線を廃止するもの	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
議 案 第25号	工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事） 戸別受信機、ワイヤプロテクターの数量減等による減額191万7100円の変更契約を締結するため、議会の議決を求めるもの。変更前の金額2億8622万1700円、変更後の金額2億8430万4600円。	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
人事1件、条例11件、予算11件、その他3件 計26件 ※●の網掛けは賛成討論、×の網掛けは反対討論を行いました。															

令和2年第1回定例会 議員提出議案結果

議案 番号	議 案 名	審議 結果	小林 智	山田 良秋	伏守 勝義	藤野 和美	佐久間 孝光	大野 敏行	畠山 美幸	長島 邦夫	青柳 賢治	川口 浩史	松本 美子	渋谷登美子	森 一人
発 委 第 1 号	嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出について	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
発 委 第 2 号	嵐山町議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則の提出について	可決	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	議長
発 議 第 1 号	すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について	否決	×	×	×	●	×	×	×	×	×	●	×	●	議長
発 議 第 2 号	気候危機への地球温暖化対策の強化を求める意見書の提出について	可決	×	●	●	●	●	●	×	●	×	●	×	●	議長
発 議 第 3 号	全国一律最低賃金制度を求める意見書の提出について	否決	×	×	×	●	×	×	×	×	×	●	×	●	議長
発 議 第 4 号	東京高検検事長の定年延長に反対する意見書の提出について	否決	×	×	●	●	●	●	×	×	×	●	×	●	議長 採決

※●の網掛けは賛成討論、×の網掛けは反対討論を行いました。

議員提出議案・可決意見書

地方自治法第99条の規定により、国(県)への要望・意見を意見書として提出することができます。今定例会では1件の意見書が可決されました。

衆参両院議長
内閣総理大臣他関係大臣

提出先

入を求める。

可能エネルギーの最大限の導入を。

策を推進するとともに、再生

成に向け、着実に地球温暖化

度比26パーセント削減)の達

030年度目標(2013年

急に進めることが必要である

な行動を進めていく政策を早

あらゆる方策を波及し、具体

排出量の「正味ゼロ」に向けて

050年頃までの二酸化炭素

量は排出が主な原因であるこ

は、国連の気候変動に関する政

府間パネル(PPC)第5次

報告で疑う余地はない。

世界で疑う余地はない。

世界の平均気温の上昇を1・

5℃以下に抑えるために、2

050年頃までの二酸化炭素

排出量の「正味ゼロ」に向け

あらゆる方策を波及し、具体

な行動を進めていく政策を早

急に進めることが必要である

よって国におかれては、2

030年度目標(2013年

度比26パーセント削減)の達

成に向け、着実に地球温暖化

策を推進するとともに、再生

可能エネルギーの最大限の導

入を求める。

提出先

衆参両院議長
内閣総理大臣他関係大臣

地球温暖化による気候崩壊、
文明崩壊を防ぐための時間的
な猶予はない。気候危機は人
の活動による温暖化ガスの大
量排出が主な原因であること
は、国連の気候変動に関する政
府間パネル(PPC)第5次
報告で疑う余地はない。

気候危機への地球温暖
化対策の強化を求める
意見書(要約)